

仮設店舗営業届出書

◆仮設店舗において古物営業を営む日の3日前までに提出が必要（営業日が10月24日であれば、届出は10月20日までにを行う必要があります。）
※ 民法第140条の規定を適用し、中3日を設けます。

古物営業法第14条第1項ただし書の規定により仮設店舗における営業の届出をします。

◆提出先は、仮設店舗を設けようとする場所を管轄する警察署

平成31年10月〇〇日

山梨県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

甲府市丸の内1-1-1

株式会社 山梨商事 代表取締役 山梨 太郎 印

許可証番号	123456789012
許可年月日	平成20年4月1日
(ふりがな) 氏名	やまなし しょうじ
又は名称	株式会社 山梨商事 (個人許可は許可を受けた個人名)

◆古物商許可証に記載された内容を記載します。

1	日時	平成31年10月24日から10月31日 午前10時00分から午後5時15分の間 ただし、31日(木)のみ午後3時00分まで
	場所	甲府市青沼3-5-44 〇〇市総合市民会館 1F 会議室1
2	日時	◆日時・場所は、上記の記載例を参考に具体的に記載してください。 ▽ 記載の良くない例は、次とおりです。 ○ 日時に関し、「●●年●月●日から●●年●月●日」としか記載がない。 ○ 日時に関し、具体的な時間を記載せず、「0時から24時まで」としか記載がない。 ○ 場所に関し、番地の特定がない、又は展示場等の大規模施設内での営業について、その階、フロア等の記載がない。
	場所	
3	日時	<p><手数料及び添付書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 手数料は不要です。 ☆ 広報用チラシ等があれば添付してください。また、場所が広場等で具体的に示せない場合は設置位置図を添付してください。 <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 仮設店舗営業届出を行うには、「行商あり」の届出がされている必要があります。 ※ 「行商」とは、古物商が営業所以外の場所で行う古物の取引をいいます。 ☆ 届出は、届出内容を説明できる方（管理者等）が行ってください。なお、受付時には届出者の身分確認を行います。 ☆ 届出書を提出する際には、許可証又は許可証のコピーを持参し、警察署窓口の許認可担当者へ提示してください。ご協力をお願いいたします。 ☆ 届出内容に変更が生じた場合は、再度、提出してください。
	場所	
4	日時	
	場所	

記載要領 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。